

震災及び原発被害に係わる学費等減免措置について

—被災された高校生・保護者の皆様へ—

2011年3月11日に発生した東日本大震災及びそれ以降に続く余震により被災された皆様のご心情をお察しするとともに、衷心よりお見舞い申し上げます。

新島学園短期大学では、甚大な被害に遭われた高校生の皆様が本学への入学を希望する場合、入学検定料の免除及び授業料の減免措置を講じることといたしました。

つきましては、該当する方で本学への入学を希望される方は、下記の要領で手続きをしてください。

I 入学検定料免除

(1) 対象者

保護者の家屋が全壊・流出または半壊・一部損壊・一定期間居住不可能な浸水の被害を受けた者。または福島原発から30km以内に居住し避難を余儀なくされた者。

(2) 申請方法

罹災証明書（被災証明書）の写し、または住民票の写しを出願時に入学願書と合わせてご提出ください。

II 学費減免措置

(3) 対象者

2012年度入学予定者で保護者の家屋が全壊・流出または半壊・一部損壊・一定期間居住不可能な浸水の被害を受けた者。または保護者の居住する地域が岩手県・宮城県・福島県・茨城県のいずれかである場合

(4) 免除基準

区分	被災の程度	減免額
A	保護者の居住する家屋が全壊・流出した場合または福島原発から30km以内に居住し避難を余儀なくされた場合	入学金の全額と授業料の全額
B	保護者の居住する家屋が半壊・床上浸水等により、一定期間居住不能となった場合	入学金の全額と授業料の1/2相当額
C	保護者の居住する家屋が一部損壊・床下浸水等の被害を受け罹災証明書が発行された場合	入学金の全額と授業料の1/4相当額
D	上記A～C以外で保護者の居住する地域が岩手県・宮城県・福島県・茨城県のいずれかである場合	入学金の全額

減免措置については2年間とします。

- 上記に該当する入学予定者が別途定める特待生制度（1種～4種）として採用された場合は、高額の方を適用します。
- 在学期間中に在学特待生制度に採用された場合は高額の方に切り替えます。
- 遠距離入学者住宅補助の制度は適用となります。

この他不明な点は本学までお問い合わせください。

〒370-0068 群馬県高崎市昭和町5-3
新島学園短期大学
TEL.027-326-1155